平成２１年（フ）第１７９号
香川県さぬき市大川町富田中3031番地２
債務者　飛開原利勝
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８０号
香川県さぬき市大川町富田中3031番地２
債務者　飛開原　健
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１号
福岡県行橋市大字稲童2665番地20二宮方
債務者　西川ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
長崎県長崎市出島町５番12号　アミティ出島401、住民票上の住所長崎県長崎市千々町303番地
債務者　三浦　和代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３００号
長崎県長崎市鳴見台１丁目26番８号
債務者　森本　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５号
福井県敦賀市舞崎町10番地の41
債務者　今井るみ子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３７号
福井県大飯郡おおい町本郷第154号１番地６
債務者　大久保シエラ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第８４号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番２―304号県営住宅２棟34号
債務者　岸田　知子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０４号
山口県宇部市大字上宇部2557番地４
債務者　網本　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４２３号
千葉県船橋市海神町２丁目３番地17メゾン海神1101号
債務者　宮脇　武雄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２４号
千葉県船橋市海神町２丁目３番地17メゾン海神1101号
債務者　宮脇　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４７０号
千葉県習志野市本大久保４丁目５番115号
債務者　月岡　健一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４９６号
千葉県浦安市堀江６丁目15番20号　ハイツサイトウ101
債務者　松岡久美子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３２号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅10棟404号
債務者　金子　　章
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３３号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅10棟404号
債務者　金子　輝子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６０号
千葉県浦安市堀江４丁目28番２―405号　堀江市営住宅
債務者　豊田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８７号
千葉県浦安市北栄３丁目12番14号
債務者　茂木　　毅
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係